

大 阪 市 長

住所

氏名

アドバイザー派遣申請取下届

令和 年 月 日付け大都整住第 号にて決定の通知のありました分譲マンションアドバイザー派遣について、大阪市マンション管理・建替支援事業実施要綱第8条第1項の規定により申請の取下げの届出をします。

取下げの理由